

第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金

# 申請の手引き

令和8年4月

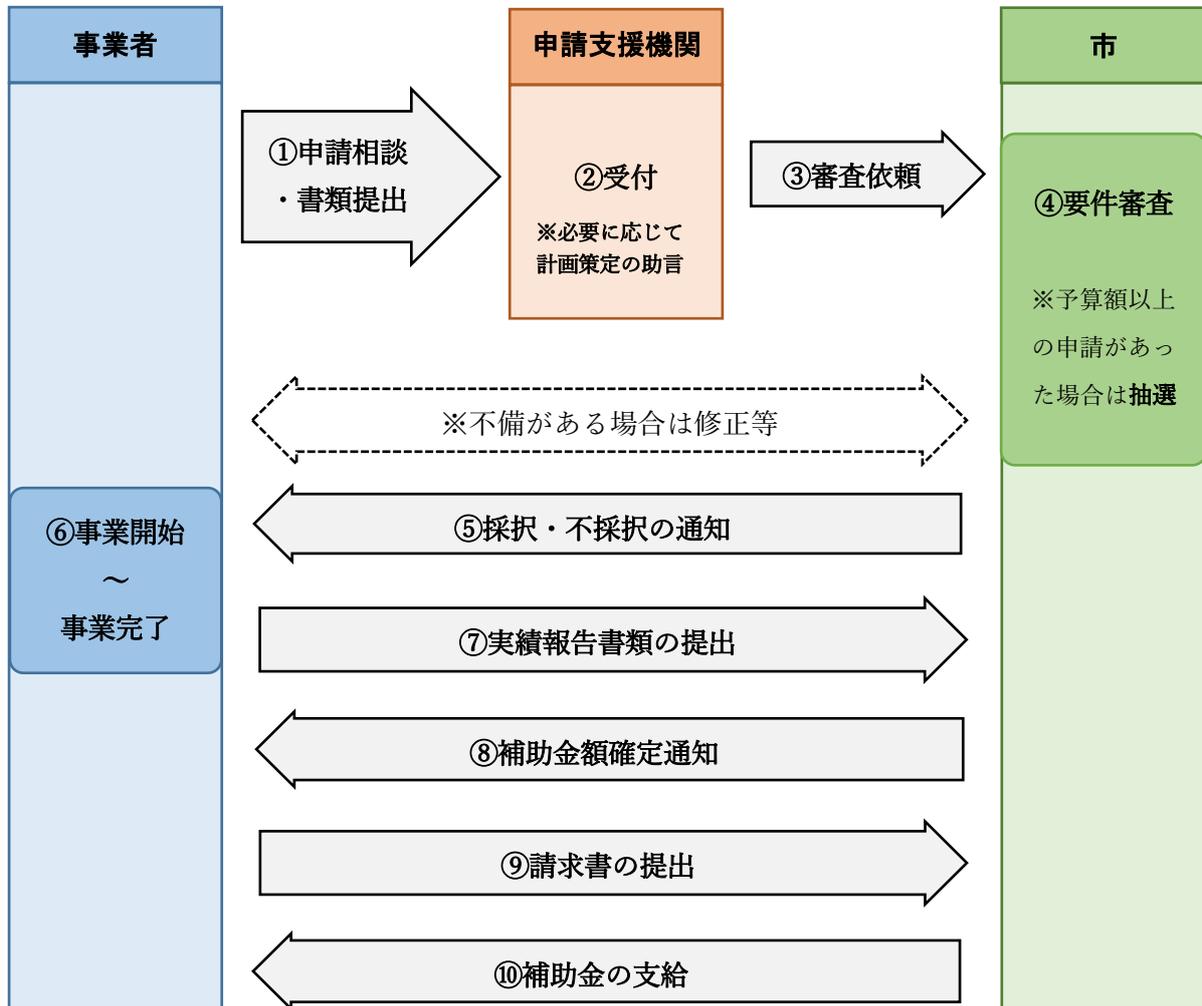
## 大切なお知らせ！

- ◆先着順ではありません。応募受付期間内の申請額の合計が予算額を超えた場合、抽選で審査順位を決定し、要件審査により採択者を決定します。
- ◆要件審査により、不採択になる場合があります。
- ◆令和6年度及び令和7年度東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金を受けている方は対象外となります。（LED照明設備導入枠は除く）
- ◆市の認定前（交付決定を受ける前）に行った契約や物品の購入等は対象となりません。
- ◆令和9年2月15日（月）までの事業完了（経費の支払い完了）、実績報告が必要です。
- ◆補助金の活用促進を目的として、本補助金を活用して実施した取り組みは、活用事例としてホームページやサポートビラ等で公開させていただくことがあります。
- ◆企業訪問により、補助事業の成果等を確認させていただく場合があります。

## [目次]

スキーム・申請支援機関・問い合わせ先	2
1 概要	3
2 補助対象者	3
3 補助対象事業	5
4 補助対象経費	8
5 申請手続き	12
6 事業計画内容や経費の配分変更等	13
7 補助金実績報告書及び請求書の提出	14

■ 第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金のスキーム



■ 申請支援機関（事業計画策定に係る相談、申請書類の提出）

名称	所在地	電話番号
東広島商工会議所	東広島市西条中央7-23-35	082-420-0304
黒瀬商工会	東広島市黒瀬町檜原244-1	0823-82-3075
広島県央商工会	東広島市河内町中河内1235-2	082-437-0180
安芸津町商工会	東広島市安芸津町三津1649-1	0846-45-4141

■ 問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29  
 東広島市 産業部 産業振興課 地域産業支援係  
 電話番号：082-420-0921

## 1 概要

物価高騰に対応するため、市内中小企業等が自ら策定した事業計画に基づく取り組みを応援し、生産性向上や賃上げ等につながる経費の一部を支援する補助金です。

### (1) 補助率、補助上限額

申請区分	効率化・生産性向上 設備導入枠	省エネ設備 更新枠	LED照明設備 導入枠
補助率	2 / 3	2 / 3	1 / 2
補助上限額	90万円	50万円	50万円

### (2) 応募受付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月8日（金）17：00まで

※応募受付期間内の申請は全て受け付けます。申請額合計が予算額を超えた場合、抽選により審査順を決定し、要件審査により採択者を決定します。

### (3) 事業実施期間

交付決定を受けた日から令和9年2月15日（月）まで

## 2 補助対象者

本補助金の対象者は、(1) から (8) に掲げる要件をいずれも満たす者とします。

### (1) 中小企業等であること

本補助金における中小企業等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者等です。具体的には、次の基準のいずれかを満たす事業者（会社、個人事業主、中小企業組合等）を対象とします。

業種	資本金	従業員数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

※中小企業組合等については、「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定するものとする。

また、支給対象者の範囲は次のとおりです。

対象となりうる者	対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社法上の会社 (株式会社、合名会社、 合資会社、合同会社、 有限会社)</li> <li>・ 士業法人</li> <li>・ 個人事業主</li> <li>・ 企業組合等</li> </ul>	<p>(1) 法人格・組織形態による除外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法人</li> <li>・ 社会福祉法人</li> <li>・ 学校法人</li> <li>・ 特定非営利活動法人（NPO法人）</li> <li>・ 一般社団法人、一般財団法人</li> <li>・ 公益社団法人、公益財団法人</li> <li>・ 農事組合法人</li> <li>・ 任意団体</li> </ul> <p>(2) 事業分野・活動内容による除外 医療、福祉、農林水産等一次産業、宗教活動等、産業振興 施策の趣旨と合致しない事業を営む者</p> <p>(3) 事業開始日による除外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年4月20日時点で開業していない者</li> <li>・ 同日時点で市内に事業所を有し、事業を開始していない者</li> </ul>

(2) 市内に事業所を有し、かつ、今後も市内において事業を継続する意思のある者

(3) 市税の滞納がない者（4月20日以降の申請者は4月20日時点とします）

(4) 市が実施する「経済状況のモニタリング調査」、及び「省エネルギーに関する施策の  
推進に必要な調査」に対して協力ができる者

※経済状況のモニタリング調査…市内の経済状況を把握することを目的に実施する調査です。

※省エネルギーに関する施策の推進に必要な調査…市内事業者の省エネルギーへの取り組み状況  
等を把握するための調査です。

いずれも本市独自のアンケート調査で、事業者ポータルサイト サポートビラを活用して実施  
する予定です。

(5) 市が運営する「事業者ポータルサイト サポートビラ」に登録している者

※事業者ポータルサイト サポートビラ…本市が運営している事業者向けのポータルサイトです。(登録無料)

URL : <https://higashihiroshima.service-now.com/bp>

サポートビラ



補助金の活用促進を目的として、本補助金を活用して実施した取り組みは、活用事例としてサポートビラで公開させていただくことがあります。

(6) 国が実施する「パートナーシップ構築宣言」へ登録している、又はする者

※「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、宣言するものです。本補助金の趣旨に基づき、物価高騰への対応として、登録を必須としています。

URL : <https://www.biz-partnership.jp/>

(7) 令和6年、令和7年度に東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金の交付を受けていない者。

ただし、今回の「LED照明設備導入枠」については、過去に本補助金を利用していても申請できます。

(8) 次のいずれにも該当しない者

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）
- ・暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第3号に掲げる者
- ・宗教活動又は政治活動を目的とする者
- ・法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- ・公益、福祉、医療その他の非営利法人
- ・その他市長が不適当と認める者

### 3 補助対象事業

補助対象となる事業は、事業者自らが策定した事業計画に基づいて実施する取り組みであり、次に掲げる（１）～（３）のいずれかに該当するものです。

なお、対象事業が、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付等を受けている場合は、対象となりません。

#### （１）効率化・生産性向上設備導入枠

既存業務の効率化又は生産性向上に資する設備を導入する事業。

費目	内容
機械器具費	既存業務の効率化、コスト削減、生産性向上のために必要な機械装置、備品等の購入に要する経費
施設改修費	オープンスペース化、動線改善、設備導入に伴う改修、補強等、効率化・生産性向上に必要となる施設改修に要する経費
システム導入費	業務の効率化や、コスト削減等により効率化・生産性向上を目的としたシステムの構築、導入に要する経費
調査・指導費	効率化・生産性向上に必要な、業務フローや現状・課題分析・解決の提案等、調査や指導を外部専門家に委託する経費

#### （２）省エネ設備更新枠

既存設備を更新して省エネルギー化を図る事業。

費目	内容
機械器具費	既存設備を省エネ性能の高い設備に更新し、電力やガス使用量の削減を図るために必要な機械装置、備品等の購入に要する経費
施設改修費	省エネ設備の更新に伴い必要となる施設改修、配線工事、設置工事、設計に係る経費
システム導入費	省エネを実現するために導入するエネルギー管理システム、運転制御システム等の構築、導入に必要な経費
指導・調査費	省エネ診断による現状分析や課題解決に向けた対策等、調査や指導を外部専門家に委託する経費

※ただし「太陽光発電設備」、「リチウムイオン電池システム」は対象外とします。

(3) LED照明設備導入枠

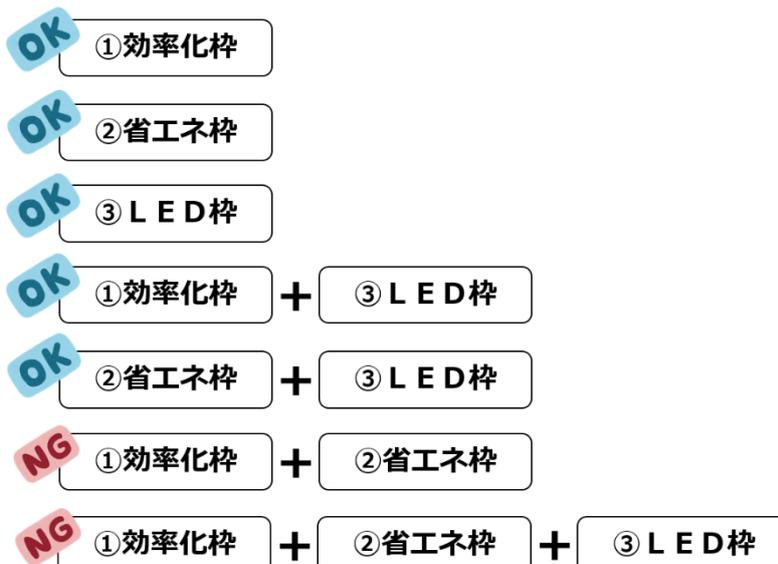
既存の照明を発光ダイオード機器（LED）に更新する事業。

費目	内容
本工事費	既存の照明をLED照明に更新するために必要となる本体購入費、既存照明の撤去費、労務費等
附帯工事費	安定器の撤去費、配線工事、足場設置等、本体工事費に付随する経費
機械器具費	本工事及び付帯工事に必要不可欠な機械器具費 ※補助事業以外に使用する汎用性の高いものは対象外とする。
測量・試験費	LED照明設備の設置に必要な照度測定、電気設備点検等、安全確認等、設置の適正性を確認するために必要な測量・試験に要する経費
設備費	本工事及び付帯工事に必要不可欠となる取付金具、配線、絶縁部材等の設備費
業務費・事務費	工事管理、設計、施工計画作成等、導入に必要な業務の実施に要する経費

※ただし、LED照明単体の購入は対象外とします。

◆ 3枠の組み合わせルールについて ◆

- 効率化・生産性向上設備導入枠と省エネ設備更新枠は一緒に申請できません。
- LED照明設備導入枠は、他の2枠と併用して申請できます。
- LED照明設備枠を併用した場合、枠ごとに補助額を算定し、その合計が補助金額となります。



#### 4 補助対象経費

- (1) 対象となる経費は、次の①～③の条件を全て満たすもので、かつ、「3 補助対象事業」に記載のある、対象事業ごとの『費目』に区分可能なものとします。なお、消費税及び地方消費税は補助対象外とします。
- ① 補助対象事業の実施期間内に契約・実施・支払が完了したもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるものであること。
  - ② 補助対象事業を実施するために必要不可欠な経費であり、かつ、本事業の対象として明確に区分できるもの。
  - ③ 当該業務を本業として営む者へ直接委託・契約するもの。ただし、申請者が対外的に自社の通常業務としている業務を外部委託した場合の経費は、補助対象にできないものとする。

※補助対象経費は、当該補助事業の実施に直接必要かつ不可欠な費用に限るものとし、補助事業以外の用途に供する備品、資材、工具、機械設備その他の汎用品の購入費は対象外とします。

#### ◆経費の支払い方法について◆

原則は銀行振込、クレジットカードによる支払いを対象とします。

1 取引あたりの支払いが10万円以下（税抜）の場合や、銀行振込等による支払いができない理由が妥当であることを確認できれば現金払いも認めます。

#### (2) 対象となる経費の適用期間について

市の認定（交付決定通知書の受理）後に契約・発注等し、事業実施期間内に支払いが完了したものとします。

《事業実施期間：交付決定を受けた日から令和9年2月15日（月）まで》

※応募受付終了後、抽選により審査順を決定し、令和8年5月29日（金）までに、順次要件審査を行い、交付決定を行う予定です。

(3) 対象とならない経費について

① 実施期間内に事業完了が見込まれない経費

例) 支払い、納品、引き渡しは終了したが、実施期間内に計画の取り組みを稼働できない機械設備、施設改修、システム導入費

※関係法令による許認可が必要な事業は、必ず関連する機関へ相談し、補助金申請時点で、実施期間内に事業を完了する見込みが示せないものは対象外とします。

② 基礎的な運営経費（事務所経費等）

例) 人件費、既存の事務所賃料、事務用品等の消耗品費、フランチャイズ本部との取引、自家用車等のガソリン代、器具を伴わないLED電球単体

③ 太陽光発電設備、リチウムイオン電池システム

市が実施する他の補助金の対象となっているため、本補助金では対象外とします。

④ 商品の仕入れ等に係る経費

例) 販売・リース・有償レンタル目的で仕入れた機械装置等

⑤ 汎用性が高いとみなされる経費

例) パソコン・プリンター・複合機・タブレット端末・Webカメラ・ウェアラブル端末・ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター・ヘッドセット・イヤホン等・電話機・家庭及び一般事務用ソフトウェア等  
自動車、バイク、単なる取り換え更新となる機械装置等、自宅と兼用の家具、本事業に直結しないものが含まれる視察やセミナー等

※ただし、補助事業の実施に必要不可欠であり、かつ、補助事業のみに使用することが明確である場合は、この限りではありません。(例：POSレジとセットで導入するタブレット端末等)

◆汎用性が高い経費について◆

パソコンやタブレット端末は、汎用性が高く、通常の事業活動との切り分けが困難なため原則対象外としています。効率化につながる内容でも、一般的な事務や営業活動で活用する可能性があるものは対象外です。

「補助事業の実施に必要不可欠」とは、工場での製造設備に付帯されているパソコン、レジと一体型のタブレット、設計システムの導入に必要な高スペックパソコン等、本補助金事業にのみに使用することが明らかなものです。

- ⑥ 当該業務を本業として営む業者以外への業務委託、物品の購入  
例) 普段物品を販売していない事業者からの物品の購入、電気工事を専門としていない事業者によるLED設置電気工事費等
- ⑦ 申請者が自社の通常業務としている業務を外注した場合の経費  
例) システム設計事業者が、自社の商品メニューと同等のシステムを外注する等、申請者が通常業務としている業務を外注した場合の経費（技術指導、開発設計、コンサルティング業務、物品の購入等）
- ⑧ 不動産の取得に該当する費用  
例) 「建物の増築・増床」や「小規模な建物（コンテナハウス等）の設置」等不動産の取得に該当する費用。  
※不動産の取得は固定資産税の課税客体である「家屋」の認定基準を準用します。（屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるもの）
- ⑨ 中古品の購入に要する費用  
例) メルカリやヤフオク等のフリーマーケットサイトで購入した中古物品。同業者から購入した中古設備。
- ⑩ 自宅兼事業所で使用する設備のうち、個人利用に相当する部分の費用  
例) 自宅の一部を事業所としている場合の、リビングのLED照明更新費用。

### ◆自宅兼事業所で使用する経費について◆

自宅兼事業所で使用する設備等について、本補助金では、一般的な家賃・光熱費等の按分割合を踏まえ、事業用割合を一律で20%として対象経費と認め、残りの80%は個人利用割合として対象外とします。

ただし、事業用割合が20%を超える場合は、下記資料の提出により根拠を確認できる場合に限り、20%を超える比率の申請内容を認めます。

(提出書類)

- ・確定申告時の家事按分比率が分かる書類
- ・家屋の図面、面積から事業所部分を算出した資料 等

⑪ 社会通念上、事業用途の経費として過剰と認められる費用

例) 事業計画上必要性のない、華美な高級品の購入や、交通費のグリーン車やビジネスクラスの利用、スピーカーやプロジェクターが付属されたLED照明等。

⑫ 補助金申請額に対して費用対効果が十分に見込めない費用

例) 50万円の申請額で購入したが、年間1万円の電気料削減効果しかない設備の導入。  
この場合、補助金同等の削減効果を得るために50年かかるため対象外。

**◆費用対効果の目安について◆**

導入した設備等の法定耐用年数または通常想定される使用年数の期間に、その設備等の導入によって見込まれる経済効果（売上増加額と経費削減額の合計額）が、補助金申請額を上回ることを、費用対効果の目安とします。

## 5 申請手続き

申請は必要書類を揃えて、申請支援機関へご提出ください。なお、応募は1事業者につき1回限りとします。

### (1) 必要書類

- ① 第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ② 第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ事業計画書（別記様式第2号）
- ③ 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- ④ 補助事業に係る経費額の根拠書類（見積書の写し等）
- ⑤ 東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、営業許可証、確定申告書等）
- ⑥ 市税に滞納がないことの証明書 ※個別の納税証明書は不可
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

※①～③はホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/5/dokuzi/44849.html>)

### ◆「納税証明書（滞納のない証明書）」について◆

“市税に滞納がないことの証明書”とは、現時点で市税全てに滞納がないことを証明する書類のことで、必ず東広島市役所収納課または各支所で発行する『納税証明書（滞納のない証明書）』という名前の証明書を添付してください。

「令和6年市県民税」といった個別の納税証明書では、全ての市税を納めていることが確認できないため、交付を受けられません。

※4月20日以降に証明書を取得する場合は4月20日時点で発行してください。

### (2) 提出方法

下記の申請支援機関へ申請相談及び受付後に、当該機関へご提出ください。

名称	所在地	電話番号
東広島商工会議所	東広島市西条中央7-23-35	082-420-0304
黒瀬商工会	東広島市黒瀬町檜原244-1	0823-82-3075
広島県央商工会	東広島市河内町中河内1235-2	082-437-0180
安芸津町商工会	東広島市安芸津町三津1649-1	0846-45-4141

### (3) 事業計画書策定に係る相談

事業計画書の策定に当たっては、(2)の機関に助言を得ながら進めることができます。ご利用の際はお電話にて各機関に予約ください。

#### (4) 事業計画書策定のポイント

- ① 第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱、申請の手引きに基づき、申請に必要な要件を全て満たしているか。
- ② 事業計画の有効性
  - ・物価高騰への対策となる、生産性・付加価値の向上、収益改善を図るための取り組みとなっているか。
  - ・事業計画は具体的で、当該事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。
  - ・事業継続に必要なかつ有効な事業計画となっているか。
  - ・今回の取り組みがもたらす効果（見込み）は、根拠に基づいて具体的な金額で詳しく示しているか。
- ③ 積算の透明・適切性
  - ・事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なものとなっているか。
  - ・補助金の支給額に対し、十分な費用対効果が見込まれるものとなっているか。

#### 6 事業計画内容や経費の配分等の変更等

本事業の交付決定を受けた後、事業計画の変更は原則認められません。

やむを得ない事情がある場合は、必ず事前に事務局へ連絡してください。

事業を変更、中止、廃止する場合は、事前に申請が必要であり、承認を得た後に実施してください。

なお、軽微な変更として認められるものは除きます。

#### ◆軽微な変更の基準◆

軽微な変更とは次のとおりとします。

- ・補助事業に要する経費の全体の20%以内の減額となる変更をする場合
- ・補助対象経費の費目間において20%以内の範囲で経費を流用する場合
- ・購入先の変更や、同じ効果が見込まれる設備の型式変更等、交付決定した事業計画の達成に影響がない範囲の変更

## 7 補助金実績報告書及び請求書の提出

### (1) 実績報告

実績報告は、事業完了後30日以内又は令和9年2月15日(月)のいずれか早い日までに、次の必要書類を添えて東広島市役所産業振興課(※)へご提出ください。

- ① 第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援事業実績報告書(別記様式第8号)
- ② 第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援事業実施報告書(別記様式第9号)
- ③ 補助事業に係る経費の根拠書類(支払いを証明できる書類の写し)
- ④ 国の「パートナーシップ構築宣言」へ登録したことが確認できる書類
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※ 実績報告の提出先は申請支援機関ではなく市役所産業振興課です。ご注意ください。

### (2) 提出書類の整理について

- ① 実施報告書(様式9号)には、補助金を活用する前後の内容、活用した結果どのような効果・見込みがあったかを、具体的な金額で、できるだけ詳しく記入してください。
- ② 対象経費は、交付決定日以降に契約・実施・支払が完了した費用です。交付決定日より前に行った発注や契約、支払等は対象となりませんのでご注意ください。
- ③ 根拠書類は次の書類をA4(小さいものは紙へ貼り付け)で整理してご提出ください。

・事業の実施・購入物品が分かる書類

例) 物品の購入: 購入物品の写真、更新の場合は導入前後の写真、廃棄証明書

システム : システムの画面の切り取り、写真

指導・調査: 実施報告書、指導内容が分かるもの

※全ての経費について導入が分かるものが必要です。

・経費の根拠書類

領収書、クレジットカード明細+銀行口座引き落としページなど

※レシートは認められません。購入店等で領収書を発行してもらってください。

### ◆経費の根拠書類とは◆

銀行振込の場合、該当する通帳のページのコピーや振込の控え、振込が完了したことがわかる書類。クレジットカード払いの場合は、カード会社からの明細と口座から引き落とされたことが分かる書類(通帳のコピー等)。ネットバンキングの場合は資金移動記録のプリントアウト。10万円以下の現金取引の場合は領収書でも可成とします。レシートは根拠書類とはなりません。

### (3) 補助金交付請求書

事務局が、実績報告書類を精査した上で「補助金額確定通知書」を郵送しますので、受理後速やかに補助金交付請求書を提出してください。